

第 2 章

防犯に配慮した設計ガイドライン

第1

総則

1. 目的

このガイドラインは、防犯に配慮した住宅及び公共施設等の計画・設計を行う際の留意事項や具体的な手法等を示すことにより、成熟社会に対応した住宅ストックの形成及び市街地の防犯性の向上を図ることを目的とする。

(1) ガイドライン策定の趣旨

- 近年の犯罪の増加等により、県民の犯罪被害に関する不安感は少なくないものと思われることから、公共施設の整備に当たっては、その計画・設計において防犯の視点を加えることが必要となっている。このことは、県営住宅、道路、公園等の公共施設だけにとどまらず、一般住宅等の民間施設においても必要となっている。
- そこで、防犯に配慮した住宅及び公共施設等の計画・設計を行う際の留意事項や具体的な手法等を示すことにより、成熟社会に対応した住宅ストックの形成及び市街地の防犯性能の向上を図ることを目的として、このガイドラインを策定した。

(2) 計画・設計の定義

- このガイドラインにおいて示される計画・設計は、それぞれ次のようなものを指す。
- 「計画」とは、計画地とその周辺地域等に係る調査、計画地における配置計画、動線計画、その他設計の方針・条件等を検討する作業をいう。
- 「設計」とは、「計画」において検討された方針・条件等により、具体的な構造、手法、部材・部品・設備等の仕様、形状、寸法等を確定する作業をいう。

2 適用範囲等

- (1) このガイドラインは、防犯性の向上が必要とされる地域において、建設及び改修される住宅、道路、公園、駐車・駐輪場等を対象とする。
- (2) このガイドラインは、事業者、所有者又は管理者等に対し、防犯性の向上に係る計画・設計上配慮すべき事項や、その具体化に当たって参考となる手法を一般的に示すものである。
- (3) このガイドラインは、対象となる施設の諸条件によっては、次の場合がある。
 - ①このガイドラインに示す各項目の適用の必要がない場合
 - ②このガイドラインに示す内容とは異なる手法等をとる必要がある場合
 - ③このガイドラインに示す項目以外の防犯上の配慮を必要とする場合
- (4) このガイドラインは、関連法令との関係、施設計画上の制約、管理体制の整備状況、住民の要望等を踏まえ、本ガイドラインが示す項目の適用について検討する必要がある。
- (5) このガイドラインは、社会状況の変化や技術の進展を踏まえ、必要に応じて見直すものである。

(1) 対象とする施設と地域

- このガイドラインは、公共及び民間の住宅、道路、公園、駐車・駐輪場のうち、新設及び改修されるものを対象とする。また、それらを総合的に計画・設計する区画整理事業、市街地再開発事業、宅地開発等の市街地整備についても対象とする。
- 防犯に配慮した住宅及び公共施設等の計画・設計は、防犯性の向上が必要とされる地域において必要とされているが、適用地域を指定することは、指定外の地域が生じることとなり、同指定外地域に対してはこのガイドラインを適用しないことを示唆することとなる。また、犯罪の発生状況は、地域によって異なる上、早急の対策が必要な場合や維持・改修時の対策でも可とされる場合等がある。
- このガイドラインは、犯罪発生状況等による事後対策と一般的な犯罪予防の観点からとる事前対策の両面の活用を想定していることから、適用地域は具体的に明示しないこととしている。

(2) ガイドラインの効力

- このガイドラインは、事業者、所有者又は管理者等の自発的な対策を促すことを基本に策定したものであるが、県の公共施設整備については防犯に配慮した計画・設計を推進するため、設計段階及び工事段階の仕様書（「青森県建築設計業務委託特記仕様書」、「設計業務等共通仕様書」、「（設計業

務) 特記仕様書」「青森県建築・電気設備・機械設備工事特記仕様書」、「土木工事共通仕様書」、「土木工事特記仕様書」)において、このガイドラインを遵守することを明記し、平成16年4月以降設計等に着手するものから適用している。

- このガイドラインは、県下市町村の公共施設及び民間施設の事業者、所有者又は管理者等に対して、何ら義務を負わせ、又は規制を課すものではないが、積極的に活用されることを期待するものである。

(3) ガイドラインの適用の必要がない場合等

- 「①このガイドラインに示す各項目の適用の必要がない場合」とは、例えば、勝手口又は風除室を有しない一戸建ての住宅における勝手口又は風除室に関する項目、エレベーターを有しない共同住宅におけるエレベーターに関する項目等、当該施設が無い場合等を指す。
- 「②このガイドラインに示す内容とは異なる手法等をとる必要がある場合」とは、例えば、介護者が常駐する高齢者向け住宅等において、安否確認や緊急時対応等のために、共用廊下等に対して住戸の玄関や窓を開放的な構造にする必要がある場合等、このガイドラインで想定していない住まい方や管理体制等により個別の配慮を必要とする場合等を指す。
- 「③このガイドラインに示す項目以外の防犯上の配慮を必要とする場合」とは、例えば、屋内の駐車場に付属したエレベーター等、このガイドラインに示されていない施設を有する場合等を指す。

第2

防犯に配慮した計画・設計の基本事項

1. 住宅と市街地の防犯性の向上のあり方

- 防犯性は、住宅や市街地における安全性を確保する上で重要な性能である。特に最近では、犯罪の増加や防犯意識の高まり等からその重要性が高まっており、住宅や公共施設等の計画・設計に当たっては、防犯性の向上に十分配慮する必要がある。
- 防犯性の向上に当たっては、住宅や公共施設等に必要な他の性能等とのバランスに配慮しながら、配置計画や設計上の工夫により、防犯上効果的な対策となるように計画・設計することが必要である。また、住民等による防犯活動の取組み、警察との連携等につなげることに留意して計画・設計することが必要である。

(1) 計画・設計を通じた防犯性の向上の必要性

- 住宅や公共施設等には、災害や事故に対する安全性や長寿社会対応性等、様々な性能の確保が求められているが、防犯性も重要な性能である。
- 防犯に配慮した計画・設計は、犯罪企図者の犯意を抑制し、犯罪の機会を減少させ、検挙リスクを増大させることから、その効果が認められている。また、配置計画や設計上の工夫により、防犯設備の活用等による費用増も必要最低限にとどめることが可能になる。

(2) 必要な他の性能等とのバランスの確保

- 住宅や公共施設等の計画・設計は、敷地条件や関係法規、経済性等の様々な制約条件のもと、優先する価値の見極めやトレードオフの関係にある価値の選択等により総合的に高い価値を実現していく作業であり、住宅や公共施設等に必要な他の性能や住民のニーズ、経済性等の多様な観点からそれぞれのバランスの確保に留意する必要がある。

(3) 住民等の防犯活動や警察との連携

- 住宅や市街地の防犯性の向上は、住民の日常生活における動線や自然な監視、適切な維持管理活動等により確保することが基本であり、計画・設計に当たっては、住民等の防犯活動の取組みや警察との連携等につなげるよう留意する必要がある。

2. 防犯に配慮した計画・設計の基本原則

● 周辺地域の状況、時間帯による状況の変化等に応じて、次の4つの基本原則から防犯性の向上のあり方を検討し、計画・設計を行う。

- ① 周囲からの見通しと照明を確保する（監視性の確保）
- ② 適切な維持管理とコミュニティ形成の促進を図る（領域性の強化）
- ③ 犯罪企図者の動きを限定し、接近を妨げる（接近の制御）
- ④ 部材や設備等を破壊されにくいものとする（被害対象の強化・回避）

（1）周囲からの見通しと照明を確保する（監視性の確保）

- 犯罪企図者が犯罪行為を第三者に目撃されること又は目撃されているかもしれないと感じさせることは、防犯上有効である。
- 従って、施設の配置計画や各部位の設計の工夫等により、周囲からの見通しや照明、自然な視線を確保することは、住宅及び市街地の防犯性を向上する上で重要である。

（2）適切な維持管理とコミュニティ形成の促進を図る（領域性の強化）

- 不審者に対して、近隣の住民等が目を向け、声をかけることは、防犯上有効である。また、ゴミや落書き等を放置せず、適切な維持管理状態を保つことも、防犯上有効である。
- 従って、施設のデザイン、花や植木等による演出等により、コミュニティ形成及び適切な維持管理が促進されるよう留意することは、住宅及び市街地の防犯性を向上する上で重要である。

（3）犯罪企図者の動きを限定し、接近を妨げる（接近の制御）

- 犯罪企図者が被害対象物や被害対象者に接近しにくくすること又は接近しにくいと感じさせることは、防犯上有効である。
- 住宅や市街地の状況によっては、施設の配置計画や動線計画、各部位の設計の工夫等により、犯罪企図者の接近を妨げることは、住宅等の防犯性を向上する上で有効である。

（4）部材や設備等を破壊されにくいものとする（被害対象の強化・回避）

- 犯罪企図者が侵入行為に時間がかかること又は時間がかかるかもしれないと感じさせるような部材や設備等を採用することは、住宅等の防犯性を向上する上で有効である。
- 道路や公園等に設置される施設等についても、器物損壊等の被害に遭いにくいような部材や設備等を採用することも防犯上有効である。

3. 防犯に配慮した計画・設計の進め方

計画・設計に当たっては、計画地の条件や周辺地域の状況等を把握し、基本原則（第2-2に掲げるものとする。以下同じ。）を踏まえた上で、配置計画や基本設計等を検討する。

(1) 計画地の条件、周辺状況等の把握

- 計画・設計条件の検討を行う企画・計画の段階から防犯の視点を位置づけ、計画地の条件や周辺地域の状況等を把握する。
- 計画地の条件の把握に当たっては、道路条件（交通量や道路照明等の位置等）、敷地条件（敷地の規模、形状等）、隣地の状況（居室の窓の位置、樹木の位置等）等について把握する。
- 周辺地域の状況の把握に当たっては、防犯の視点を重視し、周辺地域における土地利用、住宅の規模や分布、市街地としての成熟の度合い、交通の動線、夜間照明の状況、地域コミュニティの活動等から、防犯に係る状況や特性を把握する。
- 必要に応じて、警察等の協力を得て、周辺地域における犯罪発生状況や犯罪特性、動向等を把握する。ただし、その場合には、被害者のプライバシーに十分に配慮する必要がある。

(2) 防犯性向上の基本方針の検討

- 配置計画や基本設計等の検討に当たっては、基本原則（第2-2に掲げるものとする。以下同じ。）を踏まえた上で、当該施設における防犯性向上の基本方針を検討する。
- 併せて、防犯性向上のための管理のあり方や効果的な設備の活用等を検討する。

(3) 総合的な設計の実施

- 防犯性の向上に当たっては、与条件を前提に、必要な性能とのバランスの確保、経済性等を総合的に判断した上で設計を行う必要がある。ここでいう経済性とは、施設の配置計画、動線計画、各部位の設計等の工夫により、防犯に係る部材や設備等の設置を必要最小限にとどめることができることをさす。
- また、周囲に対して自然な視線が確保されるよう、施設の配置や各部位の位置、見通しの確保等に配慮し、周辺地域の防犯性の向上についても十分に留意して設計を行う必要がある。加えて、工事中に、道路に面した仮囲い等を設置する場合は、可能な限り相互に見通しが確保されるように留意する必要がある。

第3

一戸建ての住宅に係る防犯上の留意事項

1. 新築住宅の建設に係る基本事項

- 戸建て住宅の新築（建替えを含む。以下同じ。）に当たっては、計画敷地、周辺地域の状況等を把握し、基本原則を踏まえた上で、配置計画、各部位の設計等を検討する。
- 防犯性の向上に当たっては、居住性等の住宅に必要な他の性能とのバランス、経済性等を総合的に判断した上で設計する。

(1) 計画敷地や周辺地域の状況等の把握

- 戸建て住宅の新築（建替えを含む。以下同じ。）に当たっては、企画・計画の段階から防犯の視点を位置づけ、計画敷地、周辺地域の状況等を把握する。
- 計画敷地の状況の把握に当たっては、敷地の規模や形状、前面道路の状況（交通量や防犯灯等の位置等）、隣地の状況（塀・柵・垣等の形状、居室の窓の位置、樹木の位置等）等について把握する。
- 周辺状況の把握に当たっては、防犯の視点を重視し、周辺地域における土地利用、住宅の規模や分布、市街地としての成熟の度合い、生活動線、夜間照明の状況、地域コミュニティの活動等から、防犯に係る状況や特性を把握する。必要に応じて、警察等の協力を得て、周辺地域における犯罪発生状況や犯罪特性、動向等を把握する。ただし、その場合には、被害者等のプライバシーに十分に配慮する必要がある。

(2) 防犯性向上の基本方針の検討

- 配置計画、各部位の設計等の検討に当たっては、基本原則を踏まえた上で、当該住宅における防犯性向上の基本方針を検討する。併せて、効果的な設備の活用等を検討する。
- 戸建て住宅においては、屋外空間における周囲からの見通しの確保（監視性の確保）が防犯上重要であり、敷地内の配置計画等を工夫する必要がある。
- 周囲からの見通しの確保が困難な場所については、道路等から犯罪企図者が接近しにくいように、屋外部分の計画、各部位の設計等を工夫したものとするとともに、建物内に侵入しにくいように破壊行為に強い構造等にもすることも重要である。

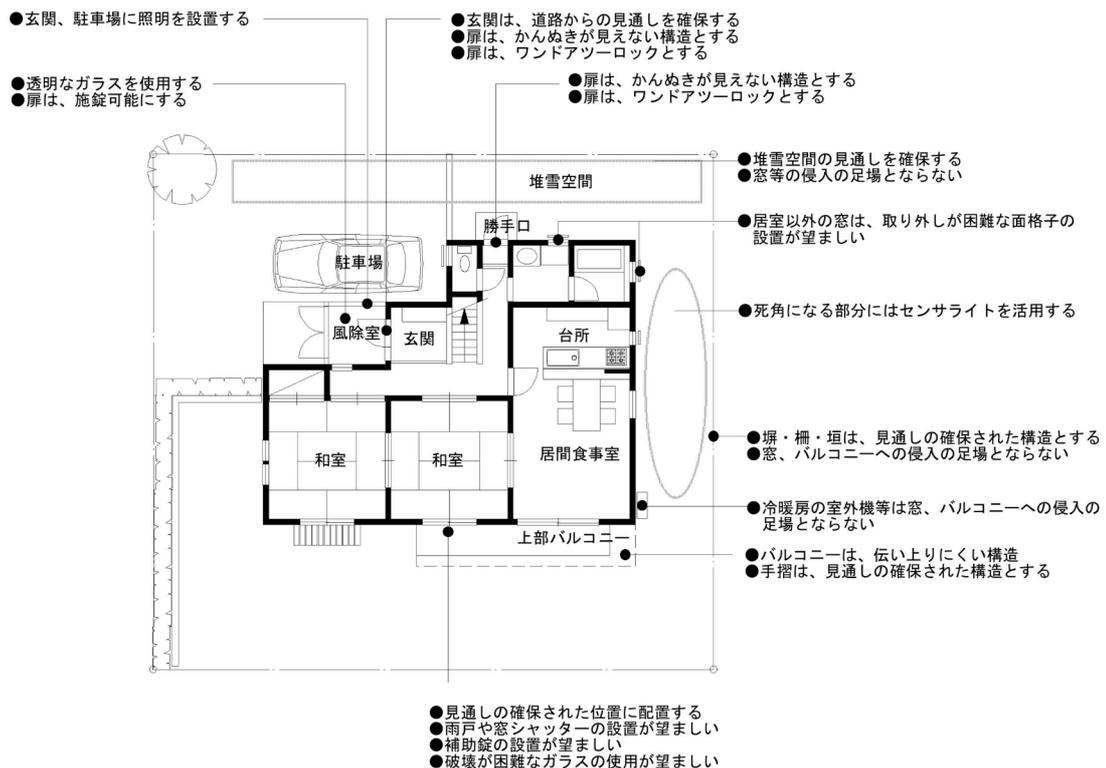
(3) 敷地内の配置計画

- 配置計画に当たっては、敷地の規模や形状、前面道路、隣地の状況等を踏まえつつ、道路又は隣地の住宅等からの見通しの確保に留意する。

- 敷地境界から壁面後退することは、雪対策のために敷地内に落雪空間及び堆雪空間を確保する上で重要であるが、防犯上も、敷地内の見通しの確保及び侵入者の接近の制御の観点から有効である。特に、堆雪空間（雪捨て場等）を設置する場合には、堆雪が周囲からの死角の原因及び居室の窓等への侵入の足場とならないように配慮して、建物の配置及び屋外空間の計画を行う。

(4) 総合的な設計の実施

- 住宅に必要な性能は、災害や事故等に対する安全性、居住性、耐久性、長寿社会対応性等であり、これらの性能をバランスよく確保することが必要であることから、防犯性の向上に当たっては、敷地条件等の与条件を前提に、必要な性能とのバランスの確保、経済性等を総合的に判断した上で設計を行う必要がある。
- また、周囲に対して自然な視線が確保されるよう、建物の配置や各部位の位置、見通しの確保等に配慮し、周辺地域の防犯性の向上についても十分に留意して設計を行う必要がある。



一戸建て住宅の防犯上の留意事項（例示）

2. 既存住宅の改修に係る基本事項

- 既存の戸建て住宅の改修（増築を含む。以下同じ。）に当たっては、敷地、建物、周辺地域の状況等を把握し、基本原則を踏まえた上で、改修計画、各部位の設計等を検討する。
- 防犯性の向上に当たっては、改修内容との関わりを適切に把握した上で、居住性等の住宅に必要な他の性能とのバランス、費用対効果等を総合的に判断して設計する。

(1) 建物、敷地、周辺地域の状況等の把握

- 既存の戸建て住宅については、建物又は部材や設備等の改修（増築を含む。以下同じ。）において防犯の視点を位置づけ、建物、敷地、周辺地域の状況等を把握する。
- 建物、敷地、周辺地域の状況の把握に当たっては、自治会や管理組合等の協力を得て、当該住宅及び周辺地域における犯罪被害履歴、犯罪被害に係る不安感等を的確に把握することが望ましい。必要に応じて、警察等の協力を得て、周辺地域における犯罪発生状況や犯罪特性、動向等を把握する。ただし、その場合には、被害者等のプライバシーに十分に配慮する必要がある。

(2) 防犯性向上の基本方針の検討

- 改修計画の検討に当たっては、基本原則を踏まえた上で、当該住宅における防犯性向上の基本方針を検討する。既存住宅は、新築住宅と異なり、建築計画上の対応が困難であることから、改修に当たっては、設備の活用について検討する必要がある。

(3) 総合的な設計の実施

- 住宅に必要な性能は、災害や事故等に対する安全性、居住性、耐久性、長寿社会対応性等であり、これらの性能をバランスよく確保することが必要であることから、防犯性の向上に当たっては、改修の与条件を前提に、必要な性能とのバランスの確保、経済性等を総合的に判断した上で設計を行う必要がある。

(4) 犯罪発生を契機とする改修の進め方

- 犯罪発生を契機とする改修は、犯罪の発生状況を踏まえた再発防止の観点から、効果的な改修方法、改修内容を検討し、速やかに改修を実施する。

3. 玄関

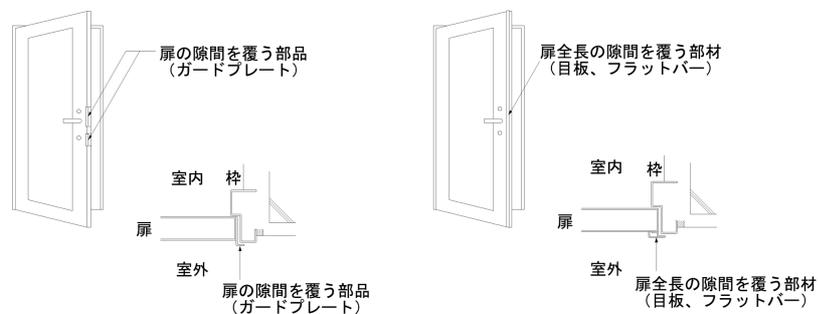
- 玄関は、道路及びこれに準ずる通路（以下「道路等」という。）から見通しが確保された位置に配置するとともに、かんぬき（デッドボルト）が見えない構造のものとする。
- 玄関扉の錠は、破壊及びピッキング等の不正解錠が困難なものにするともに、主錠の他に補助錠を設置したものとする。

(1) 玄関の配置

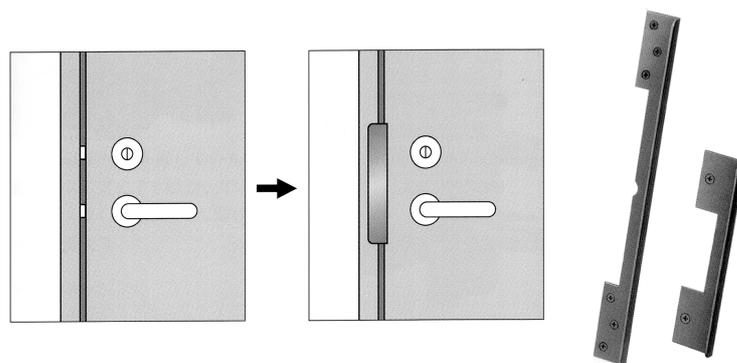
- 玄関は、道路及びこれに準ずる通路（以下「道路等」という。）から見通しが確保された位置に配置する。
- 道路等から玄関への見通しが確保されない場合には、門扉を設置するなどして、玄関付近への侵入防止に有効な措置を講じたものとする。門扉を設置する他に、玄関付近にセンサライトを設置する方法、玄関に至る通路に玉砂利等を敷く方法もある。

(2) 玄関扉の構造

- 玄関扉は、錠前部のこじ開けを防止するため、扉と扉の枠の隙間からかんぬき（デッドボルト）が見えない構造のもの又はガードプレート等を設置したものとする。
- 玄関扉に明かり取り部、郵便受け等を設ける場合は、それを破るなどして手又は工具等を差し込み、サムターン回しが困難な構造のものとする。

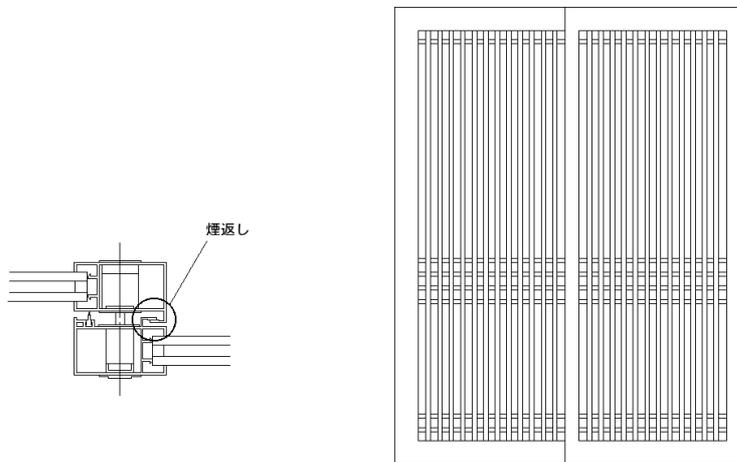


かんぬき（デッドボルト）が見えない玄関扉



ガードプレート（出典：（財）都市防犯研究センター）

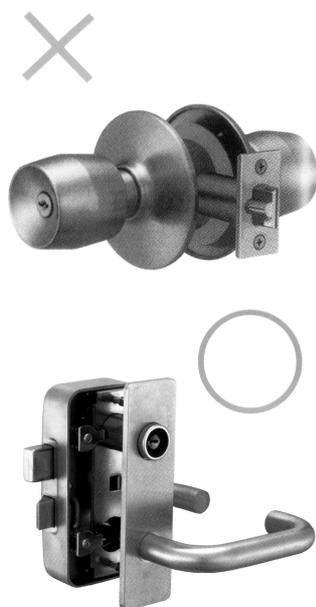
- 玄関扉を引き戸にする場合には、ねじ締めり破りを防止するため、引き戸の隙間を覆う部材（召し合せ部煙返し構造等）を採用する。引き戸にガラスを採用する場合には、細目の格子を設けるとともに、できる限りサムターン等から離れた位置に設置するか、防犯ガラスを採用するなどして、サムターン回しに必要な対策を講じたものとするのが望ましい。



召し合せ部煙返し構造（左）と細目の格子の引き戸（右）

(3) 玄関扉の錠

- 玄関扉の錠は、錠破りを防止するため、円筒錠やインテグラルロック（本締め付き円筒錠）、ねじ締めり錠等は使用せず、彫込み箱錠等の耐破壊性能を有するものを使用する。また、ピッキングが困難な構造のシリンダーを有する錠を使用する。



円筒錠（上）と面付け箱錠（下）



ピッキングに強いシリンダーのカギの形

出典：(財)都市防犯研究センター

- カム送り解錠（用具を用いて錠ケース内部を操作して解錠する手口）を防止するには、錠ケース内部の不要な隙間を塞いだもの、又はシリンダーカラーと扉との隙間を無くしたもの（リング状スペンサー等）が有効である。
- サムターン回しを防止するには、指で回転させる以外は回転しづらい形状のサムターン、回転角度を増やしたサムターン、又はサムターン回し防止用カバー等を使用することが有効である。
- 玄関扉は、侵入を手間取らせるため、主錠の他に補助錠を設置したもの（いわゆるワンドアツールロック）とする。
- 玄関扉には、強盗や忍び込み等の対策のため、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープや錠の機能を補完するドアチェーン等を設置することが望ましい。

(4) インターホン

- 住宅内には、外部との通話機能を有するインターホンを設置することが望ましい。
- インターホンには、単に外部と通話できるものの他、玄関子機にTVカメラが装備され内部のTVモニターで来訪者を確認し、録画できるTV付きインターホンがある。侵入盗は留守の確認をインターホンで行うことがあるので、留守中の来訪者の画像を録画する機能のあるTV付きインターホンの設置は有効である。玄関子機のカメラを設置する場合には、逆光や周辺の照明に留意する必要がある。

注釈)

- ※ サムターン：錠の室内側に取り付けたいひねり金具
- ※ 円筒錠：扉のノブにカギ穴があるタイプ。外側からはカギ、内側からはボタンを押して施解錠する。本来は室内用の錠。壊れやすく、ノブごとともぎとられたり、こじ開けられたりする。
- ※ インテグラルロック（本締め付き円筒錠）：扉のノブにカギ穴があり、かんぬきがあるタイプ。外側からはカギ、内側からはノブについているサムターンを回して施解錠する。本来は室内用の錠。ノブにシリンダーを内蔵しているため、円筒錠と同様にノブごとともぎとられる可能性がある。
- ※ ねじ締め錠：引き戸の召しあわせ部分をねじで締める錠。
- ※ 彫込箱錠：錠の機構が入った箱形のケースをドア材の中に彫り込むタイプ。ノブとカギ穴が別々になっており、外側からはカギ、内側からはサムターンを回して施解錠する。
- ※ 面付け箱錠：ドアの室内側の面に錠の機構が入った箱形のケースを取り付けるタイプ。ノブとカギ穴が別々になっており、外側からはカギ、内側からはサムターンを回して施解錠する。
- ※ シリンダーカラー：箱錠のカギ穴の笠部分。

4. 勝手口

- 勝手口を設置する場合は、周囲から見通しが確保された位置に配置することが望ましい。
- 勝手口の扉は、かんぬき（デッドボルト）が外部から見えない構造のものとする。また、破壊及びサムターン回し等不正解錠が困難なもので、主錠の他に補助錠を設置したものとすることが望ましい。

(1) 勝手口の配置

- 勝手口を設置する場合は、道路又は近隣の住宅等、周囲からの見通しが確保された位置に配置することが望ましい。周囲からの見通しが確保されない場合には、勝手口付近にセンサライトの設置、門扉の設置等により、勝手口付近への接近の制御に有効な措置を講じたものとすることが望ましい。

(2) 勝手口の扉の構造

- 勝手口の扉は、錠前部のこじ開けを防止するため、扉と扉の枠の隙間からかんぬき（デッドボルト）が見えない構造のもの又はガードプレート等を設置したものとす。
- 勝手口の扉に明かり取り部等を設ける場合は、それを破るなどして手又は工具等を差し込み、サムターン回しが困難な構造のものとするが望ましい。

(3) 勝手口の扉の錠

- 勝手口の扉の錠は、錠破りを防止するため、円筒錠やインテグラルロック、ねじ締め錠等は使用せず、彫込箱錠等の耐破壊性能を有するものを使用する。また、ピッキングが困難な構造のシリンダーを有する錠を使用する。
- 勝手口の扉は、侵入を手間取らせるため、主錠の他に補助錠を設置したもの（いわゆるワンドアツーロック）とする。

5. 風除室

玄関等に風除室を設置する場合は、内外を相互に見通せる構造にするとともに、施錠可能な扉を設置する。

- 玄関、勝手口に風除室を設置する場合は、透明なガラスを採用し、ガラス面はできる限り多く取り、内外を相互に見通せる構造とする。破壊行為が困難なガラスを使用することが望ましい。
- 風除室の扉は、施錠可能なものとする。引き戸にする場合には、ねじ締めり破りを防止するため、引き戸の隙間を覆う部材（召し合せ部煙返し構造等）を採用することが望ましい。



風除室にセンサライトを設置した例



内外を相互に見通せる風除室

6. 居室の窓

居室の窓は、周囲から見通しが確保された位置に配置する。侵入が容易な位置にある窓については、雨戸や窓シャッター、施錠装置、こじ破り等が困難なガラス等の侵入防止に有効な措置が講じられたものとするのが望ましい。

(1) 居室の窓の配置

- 居間、台所等の窓は、道路又は近隣の住宅等、周囲からの見通しが確保された位置に配置する。寝室の窓についても、プライバシーの確保上支障のない範囲において、周囲からの見通しが確保された位置に配置する。
- 周囲から見通しが確保されない場合には、道路から当該窓に至る通路や空地に扉又は柵を設置するなど、当該窓付近への接近の制御に有効な措置を講じたものとする。通路に玉砂利を敷くことや当該窓付近にセンサライトを設置することも有効である。

(2) 侵入が容易な位置にある窓

- 侵入が容易な位置にある窓とは、周囲から見通しが確保されない位置にあり、道路等からの接近が容易な状況にある掃き出し窓、1階の腰高窓及び塀、雨樋等を足場に伝い上りできる位置にある2階の窓等を指す。

(3) 防犯性能の高い雨戸又は窓シャッター等の設置

- 雨戸は、雨戸本体と雨戸枠が一体となったもの、雨戸枠の上下2箇所に外れ止め金具の設置されたものが望ましい。
- 窓シャッターは、スラット（シャッター部の板、シャッターカーテン）と座板部の2箇所に外れ止め金具を設置されたものが望ましい。窓シャッターには、スラットを完全に閉じると自動的に施錠される構造のものもある。
- 台所のように居室であっても面格子の設置が可能である場合は、防犯性能の高い面格子を設置することが望ましい。

(4) 施錠装置等の設置

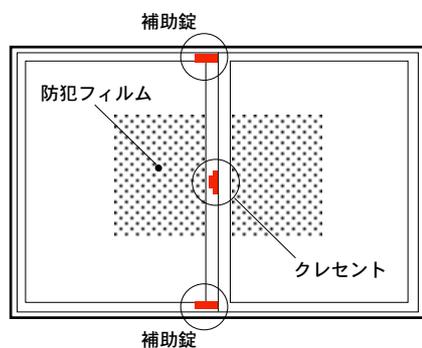
- クレセントは本来、サッシの密閉装置であり、施錠装置ではないことから、施錠機能付きのクレセント、止め金具等を使用することが侵入防止上有効であり、これらを設置することが望ましい。
- サッシには、ワンタッチで施錠できる補助錠を標準装備しているものもある。既存住宅向けには、両面テープ等で設置できる後付けの施錠装置等がある。補助錠は、上かまち又は下かまちに設置する。
- 施錠装置等を補完する設備として、警戒時に異常を感知する防犯センサ等を設置することも有効である。

(5) 破壊が困難なガラスの使用

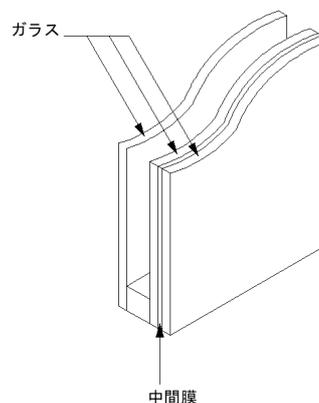
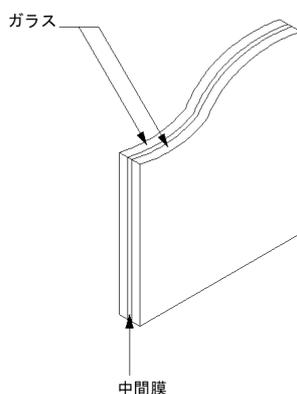
- こじ破りや切破り等、ガラス破りによる侵入を防ぐには、破壊が困難な合わせガラス又は合わせ複層ガラス等を使用することが有効である。
- 合わせガラスは、2枚以上のガラスを樹脂の中間膜で接着したもので、中間膜の種類と厚さにより防犯性能が異なる。中間膜に30ミル(0.76mm)以上のフィルムを挟んだガラスを、一般的に防犯ガラスと呼んでいる。既存住宅には、既設のアルミサッシに装着が可能な防犯ガラスもある。
- 複層ガラスのうち、室内側のガラスを防犯ガラスとした複層防犯ガラスは、防犯性能だけでなく断熱性能も高い。ちなみに、網入りガラスは、防火性能は高いが、防犯性能は低い。また、強化ガラスは鋭利な物体による衝撃に弱い。
- ガラス破りに対して強度を増すための簡易な対策として、クレセントの周辺に防護・強化フィルムを貼る方法がある。



窓からの侵入
クレセントの周辺部分のガラスを破る手口が多い



補助錠と防犯フィルムの設置箇所



防犯ガラス(左)と複層防犯ガラス(右)

7. 居室以外の窓

居室以外の窓は、プライバシーの確保上支障のない範囲において、周囲から見通しが確保された位置に配置することが望ましい。侵入が容易な位置にある窓については、防犯性能の高い面格子の設置等侵入防止に有効な措置を講じたものとすることが望ましい。

(1) 居室の窓の位置

- 居室以外（便所、手洗い所、浴室等）の窓は、プライバシーの確保上支障のない範囲において、道路や近隣の住宅等、周囲からの見通しが確保された位置に配置することが望ましい。
- 周囲から見通しが確保されない場合には、道路から当該窓に至る通路や空地に扉又は柵を設置するなど、当該窓付近への接近の制御に有効な措置を講じたものとすることが望ましい。

(2) 防犯性能の高い面格子の設置

- 侵入が容易な位置にある窓は、住宅への侵入を防止するため、防犯性能の高い面格子等を設置することが望ましい。
- 防犯性能の高い面格子には、サッシと一体型のもの、耐破壊強度のある材質（ステンレス等）を用いたもの、部材同士を溶接したもの等がある。設置の際には、長いネジ等で下地にしっかり固定し、ネジ山をつぶすなどして、取り外しが困難なよう配慮する。
- 面格子の設置が困難な場合は、施錠装置の設置やこじ破り等が困難なガラスの使用等侵入防止に有効な措置を講じたものとすることが望ましい。

8. バルコニー

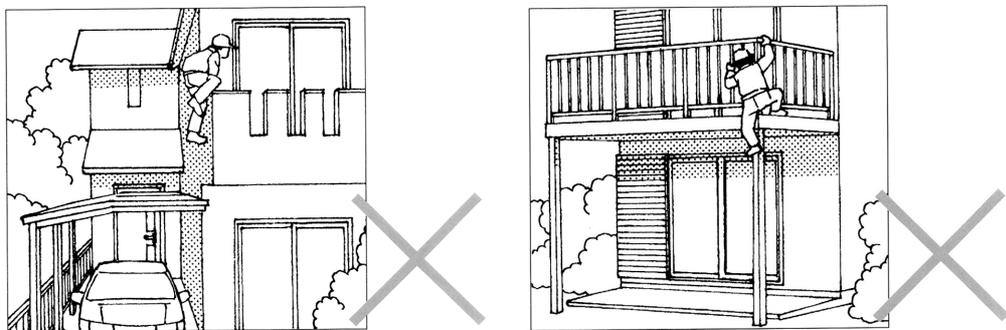
バルコニーは、塀、屋外付帯設備等を利用した侵入が困難な位置に配置することが望ましい。その手摺り等は、周囲からの見通しが確保された構造のものが望ましい。

(1) バルコニーの配置

- バルコニーは、当該バルコニーへの侵入を抑制するため、塀、縦樋等の屋外付帯設備、駐車場の屋根等の屋外付帯施設、隣接建物等から離れた位置に配置することが望ましい。
- 塀、縦樋等の屋外付帯設備等の他、バルコニーの支柱が伝い上りの足掛かりとなることから、バルコニーの構造についても留意する必要がある。

(2) バルコニーの手摺り等の構造

- バルコニーの手摺り又は腰壁は、万一バルコニーに侵入された場合に身を隠せる構造になっていると、侵入工作がしやすくなることから、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等からの見通しが確保された構造とすることが望ましい。
- 手摺りは、転落防止の観点からも足掛かりにならない縦棧のものがよい。また、透過性のある面材の使用も有効である。



バルコニー

侵入が困難な位置にあり、見通しが確保された構造のものが望ましい

出典：(財)都市防犯研究センター

9. 塀、柵又は垣等

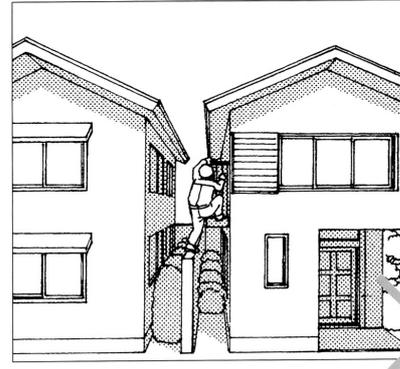
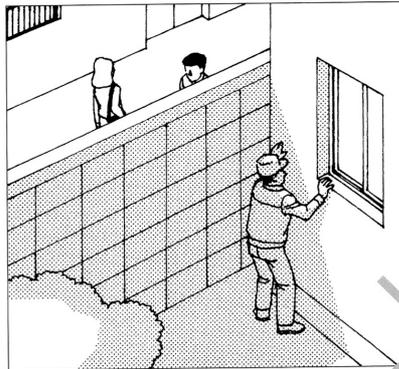
塀、柵又は垣等は、周囲からの見通しを確保したものとするとともに、居室の窓等への侵入の足場とならないものとする。

(1) 塀、柵又は垣等の位置、構造等

- 塀、柵又は垣等を設置する場合は、周囲からの見通しを確保したものとするとともに、居室の窓やバルコニー等への侵入の足場とならないものとする。
- 塀は、周囲からの見通しが確保された構造又は高さのものを使用する。
- 柵は、簡単に乗り越えられない高さの縦格子のものを使用することが望ましい。
- 垣は、すり抜けられないように繁茂の程度を考えて、樹種を選定する。
- 門扉は、扉の内外を見通せる構造で、施錠できるものが望ましい。

(2) 植栽

- 植栽は、景観や植栽の持つ多様な機能をふまえて、植樹する位置、繁茂や枝振りの状況、見通し等に配慮する。また、居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにする。



塀、柵又は垣等

周囲からの見通しが確保され、侵入の足場とならないものとする

出典：(財)都市防犯研究センター

10. 屋外照明

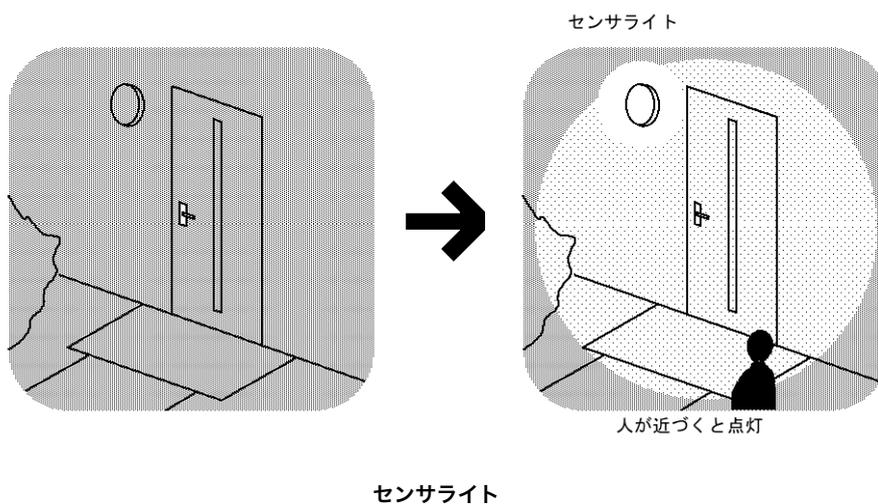
玄関、門、駐車場等に屋外照明を設置する。駐車場等の屋外照明にはセンサライト等を活用することが望ましい。

(1) 屋外照明の設置

- 夜間における住宅への侵入及び乗り物盗等を抑制するため、玄関及び玄関以外の出入口、門、駐車場、庭等に屋外照明を設置する。
- 玄関、門等の屋外照明は、周囲の道路の照明を確保する上でも必要であり、夜間の一定時間、常時点灯されることが望ましい

(2) センサライト等の設置

- 建物の死角となる部分等には、威嚇のためセンサライト等の設置が望ましい。夜間、人が接近したときのみ点灯するセンサライトは省エネルギーの効果もある。



11. 屋外付帯設備等

冷暖房の室外機、雨樋等の屋外付帯設備、堆雪空間等は、居室の窓への侵入の足場とならないよう配慮する。

(1) 屋外付帯設備の位置

- 冷暖房の室外機は、道路等からの見通しが確保されない場所に設置されることが多いことから、居室の窓、バルコニー等への侵入の足場とならないよう配慮する。
- 雨樋等の屋外付帯設備についても、居室の窓、バルコニー等への侵入の足場とならないよう、その位置関係に配慮する。

(2) 堆雪空間等の位置

- 堆雪空間（雪捨て場等）を設置する場合は、積雪時等に周囲からの死角の原因及び居室の窓への侵入の足場とならないよう、その位置関係に配慮する。
- 庇や駐車場（カーポート）、物置等の屋外付帯施設の屋根、庭木の高木等は、居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないよう、その位置関係に配慮する。



戸建て住宅地の境界部

周囲からの見通しが確保され、侵入の足場となるような屋外付帯設備や塀、柵又は垣等がない